

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案

(閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近の海外における感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1 感染症の類型の見直し

最も重篤な感染症である一類感染症として、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)及び痘そうを追加するとともに、高病原性鳥インフルエンザその他の既に知られている感染性の疾病であつて、動物等を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものを新たな四類感染症とし、消毒、ねずみ等の駆除等の措置の対象とする。

2 基本指針及び予防計画に定める事項の見直し

厚生労働大臣の定める基本指針及び都道府県知事の定める予防計画について、緊急時における感染症

の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策等に関する事項を定めるものとする。

3 国による調査の実施

厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、職員に感染症の患者等に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

4 検疫所長との連携

都道府県知事は、二の1による通知を受けたときは、当該都道府県の職員に、健康状態に異状を生じた者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

5 厚生労働大臣の指示

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、感染症について都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができる。

6 動物等の輸入に係る届出制度の創設

感染症を人に感染させるおそれのある動物及びその死体を輸入しようとする者は、輸出国における検査の結果、感染症にかかっていない旨の証明書を添付し、当該動物等の種類、数量等を記載した届出書

を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二、検疫法の一部改正

1 健康状態の報告等

検疫所長は、検疫感染症に感染したおそれのある者に対し、入国後の連絡先等の報告を求め、一定の期間、健康状態の報告を求めることができることとともに、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、その者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

2 新感染症に係る措置

厚生労働大臣は、外国に新感染症が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行わせることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、一の6に係る改正規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。